

(仮称) 新宿区移動等円滑化促進方針の策定に取り組んでいます
(バリアフリー促進方針)

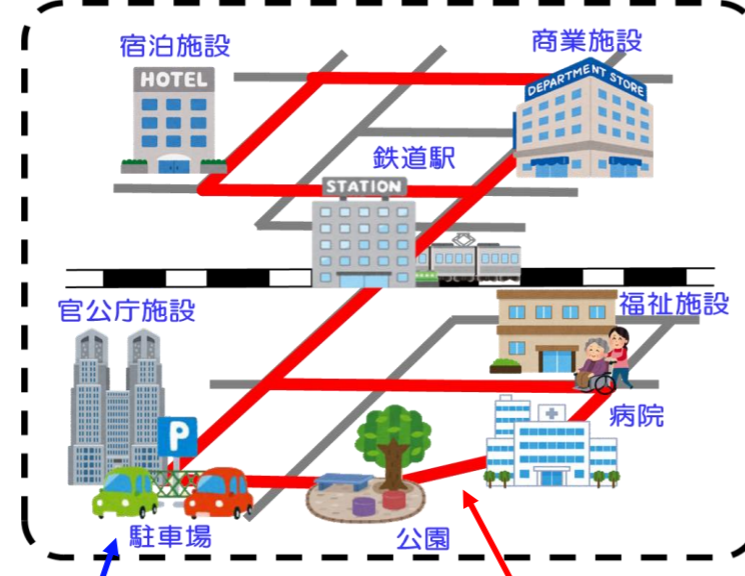
■ 移動等円滑化促進方針 バリアフリー新法24条の2
新宿区では、新宿駅及び高田馬場駅周辺地区におけるバリアフリー化の具体的な整備計画として「新宿区交通バリアフリー基本構想」を平成17年度に策定し、この間、まちのバリアフリー化は着実に進んでいます。
今後も区全体においてまちの変化とともに一層のバリアフリー化を図るため、「新宿区移動等円滑化促進方針」を策定し、高齢者や障害者等の安全性、利便性の向上を促進します。

■ 移動等円滑化促進方針に示す内容
① 高齢者や障害者等が多く利用する施設
駅や官公庁施設、福祉施設のような施設の中から、高齢者・障害者等が、日常生活において多く利用する施設を「生活関連施設」として選定します。

② バリアフリー化すべき経路
生活関連施設を結ぶ経路（駅から官公庁施設や福祉施設等を結ぶ経路）の中から、高齢者・障害者等が日常生活において多く利用する経路を「生活関連経路」に選定します。

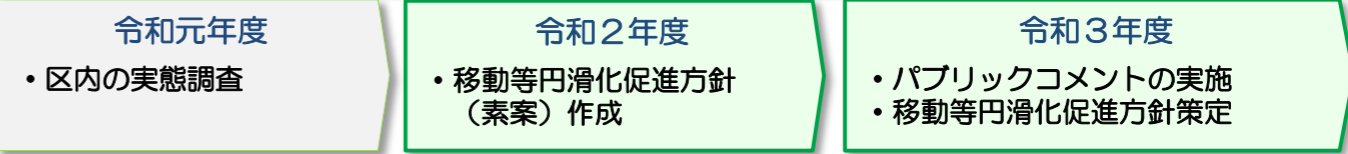
③ 生活関連経路のバリアフリー化の方針
選定した生活関連経路についてバリアフリー化の方針を示します。

【策定のイメージ】
区内における、高齢者・障害者等が日常生活で多く利用する経路を、「バリアフリー化すべき経路」として選定し、その経路をどのように整備するかの方針等を示すことで、バリアフリーのまちづくりを推進します。



- 生活関連施設
高齢者や障害者等が多く利用する施設（上記に示す鉄道駅、官公庁施設、福祉施設等）
- 生活関連経路
バリアフリー化すべき経路（上記に赤線で示す経路）

策定までの流れ



策定に向けた取り組み

令和2年度 協議会等にて意見集約を行い、移動等円滑化促進方針(素案)を作成

- 移動等円滑化促進方針策定協議会の開催（5月、8月に開催、今後年度内に2回開催予定）
- まちあるきワークショップの開催

障害者、高齢者、子育て世代等の利用者や関係事業者の多様な意見を方針に反映させるため協議会やまちあるきワークショップ等を開催し、促進方針の策定に向けた検討を進めていきます。

- 【協議会委員の構成】
- ・学識経験者
 - ・障害者（肢体不自由・聴覚・視覚・精神・知的・発達）
 - ・高齢者、子育て世代、町会、商店会など地元区民
 - ・公共交通事業者
 - ・地下街等施設管理者
 - ・交通、道路管理者等関係行政機関、区の職員

<8月に開催した協議会の様子>



【主な検討内容】

① バリアフリー化すべき経路選定の検討
令和元年度の調査結果を基に、高齢者・障害者等が多く利用する施設を結び、道路や地下街、駅の乗り換え経路等をバリアフリー化すべき経路として選定します。

② 生活関連経路のバリアフリー化の方針の検討
区の地域特性を踏まえ、生活関連経路についての連続性を確保することや、ソフト施策等、総合的なバリアフリー化の方針を検討します。

移動等円滑化促進方針(素案)を取りまとめます

令和3年度 移動等円滑化促進方針を策定

移動等円滑化促進方針(素案)に対しパブリックコメントを実施し、結果を踏まえて「新宿区移動等円滑化促進方針」を策定します。